

		事業執行率	4% (684 百万円 / 17,918 百万円)
評価	目標達成。雇用情勢に応じ利用実績が大きく変動する助成金であり、事業執行率やセーフティネットとしての役割も踏まえ適正な予算要求額とする。		
17 年度目標	①利用事業所の事業主都合離職割合 非利用事業所の同時期における事業主都合離職割合以下 ②利用事業所の保険関係消滅割合 非利用事業所の同時期における保険関係消滅割合の 10 分の 1 以下		

(4) 円滑な労働移動の促進

雇用調整を予定している企業の動向の把握に努め、再就職援助計画作成が適切に行われるよう指導すること等により在職中からの計画的な再就職支援を促進し、できる限り失業を経ない労働移動の促進を図る。

このため、次に掲げる事業を実施したが、その評価及び 17 年度の目標は以下のとおりである。

事業名	労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金）		事業番号	16 - 021
実施主体	都道府県労働局（公共職業安定所が窓口）			
事業概要	再就職援助計画等の対象被保険者に、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該被保険者 1 人 1 日当たり 4,000 円（教育訓練費用を全額負担した場合は 1,000 円加算。1 人当たり 30 日分を限度）、再就職相談室の設置、求人開拓員等の配置を行い、職業相談や求人開拓を行う事業主に、当該事業に要する費用の 1 / 4（75 万円を限度）（中小企業事業主は 1 / 3（100 万円を限度））を支給。			
16 年度目標	・ 支援対象労働者の離職後 3 か月未満での就職率 3 割程度（平成 14 年度実績）以上	実績	目標の達成度合	未達成（実績 2.83 割）
			事業執行率	1% (88 百万円 / 6,835 百万円)
評価	目標未達成。未達成原因を究明した上で、事業の抜本的な見直し又は廃止を行う。			
17 年度目標	・ 求職活動等支援給付金：支援対象労働者の離職後 3 か月以内での就職率 30 % 以上			